

令和2年度 第1回稲敷市入札監視委員会 審議概要

開催日時	令和2年10月21日(水)午後1時30分から
開催場所	稲敷市役所 4階委員会室3
委員	委員長 祐川 直己 氏(弁護士) 鴻田 利雄 氏(元地方公務員) 坂野 喜隆 氏(大学准教授) 中村 道子 氏(公認会計士) 宮本 衛市 氏(司法書士)
審議対象期間	令和元年10月1日～令和2年3月31日
審議案件	6件
一般競争	2件
指名競争	2件
随意契約	2件
委員からの 意見・質問、 それに対する 回答等	別紙のとおり

別紙

事案1：稲敷市立新利根中学校空気調和設備機能回復工事（第2期工事）

【抽出理由】 予定価格が高額であるため。

主 管 課	学務管理課（教育学務課）
発 注 方 法	事後審査型一般競争入札
入 札 日	令和2年2月18日
入札参加者数	7者
予 定 価 格	105,380,000円（税込）
最低制限価格	94,842,000円（税込）
落 札 金 額	94,842,000円（税込）
落 札 率	90.00%

質問・意見

回答

発注方法が「事後審査型一般競争入札」とありますが、どのような方法ですか。

一般競争入札は、事前審査型と事後審査型の2種に分けることができます。事後審査型は、入札公告で定めている入札参加資格に該当しているかどうかの書類審査を入札の後に行う手法です。

入札後の書類審査で参加資格を満たしていると認められた場合に、正式に「落札者」となります。

入札の際に内訳書の提出は求めていますか。

はい。

入札結果を見ると、7者中5者が最低制限価格と同額で入札しています。同額での入札が多いのですね。

確かに同額が多いですが、提出された内訳書を確認しますと、それぞれの積算根拠は異なっております。

稲敷市の場合、土木工事は最低制限価格と同額での入札が多く、各業者の積算能力が高いものと判断しています。

入札公告の参加資格を満たす業者が23者、その内7者が入札に参加しました。この数を管財課ではどのように評価していますか。

参加資格要件を設定する際に、まず市内業者で請負可能かどうか、業者数が不足する場合は土木事務所管内、県南地域、県内...と地域要件を広げていきます。

入札に参加した業者は7者ですが、参

この工事は2期目ですが、1期目と同じ業者が落札したのですか。

工事を1期と2期に分けた理由を教えてください。

工事が中止となったことで何か影響はありますか。

3月、4月に休校期間がありましたが、その間に工事を実施することはできなかったのですか。

入札金額を見た際に、同額が多い理由等、今お話し頂いた説明がないと分かりづらい部分もあり、そういった事柄に対して市民にきちんと説明できるような整理が出来るといいと思います。

今年は新型コロナウイルス感染症の影響もあった中で、担当課として出来る限りの対応をしていると感じました。

加申請は9者からありました。資格を満たす全業者から申請が来ることはほぼありませんので、妥当な数だと考えております。

異なる業者が落札しました。

1本の工事として実施したかったのですが、中学校での工事のため工事実施期間を生徒がいない夏休みの40日間に設定せざるを得ませんでした。そのため、2回の工事に分けて発注しました。

余談ですが、この工事は新型コロナウイルス感染症の影響で夏休みが短縮となったため工事を一時中止とし、来年の夏休み期間中に実施する予定です。

工事実施にあたり仮設事務所を設置していましたが、一時中止となったことで、その撤去費等が増額となる見込みです。

工事を実施した部分もありますが、使用する全熱交換機が特注品となっており、当初の工事が8月だったため、休校期間中に製作が間に合わず、工事を実施することができませんでした。

事案2：31 国補公下 1-5 号マンホールポンプ設置工事

【抽出理由】落札率が高いため。

主 管 課	下水道課
発 注 方 法	事前審査型一般競争入札
入 札 日	令和元年 10 月 29 日
入札参加者数	4 者
予 定 価 格	13,442,000 円
最低制限価格	12,001,000 円
落 札 金 額	13,068,000 円
落 札 率	97.22%

質問・意見

回答

落札率が高いですね。予定価格は適切だったのですか。

入札を行う前に契約審査会で工事内容や積算価格の審査をし、問題がないか審議しています。

今回の予定価格も基準に基づき適切に積算されていたと思います。

工事金額の内訳は大きく分けてマンホールポンプ機器費、労務費、間接費などで成り立っていますね。

国土交通省の下水道工事関係の基準を基に積算しました。

機器費は仕様が限定され、ある程度価格が決まってくると思いますが、その他の部分の積算はどのように行ったのですか。

入札の際は、労務費や間接費などの部分で業者の企業努力により値段を下げて入札していると思います。

積算・契約手続きは特に問題ないと思います。マンホールポンプ設置工事は発注金額が高額になりやすいので、その分市民からの関心も高いと言えます。今後明確な根拠を持って業務を行ってください。

事案3：稲敷市消防団第74分団機庫新築工事

【抽出理由】落札率が高いため。

主 管 課	危機管理課
-------	-------

発注方法	指名競争入札
入札日	令和元年 10 月 9 日
指名業者数	5 者
入札参加者数	4 者
予定価格	6,688,000 円
落札金額	6,600,000 円
落札率	98.68%
質問・意見	回答
<p>5 者指名していますが、業者数はどのように決めているのですか。</p> <p>選定の地域要件をもう少し広げてみてはいかがでしょうか。</p> <p>設計図書は担当課で作成したのですか。</p> <p>4 者の入札金額は同様の価格帯なのですね。機庫はある程度規定のもの、仕様が決まっているため、積算の違いが出てこないのでしょうか。</p> <p>入札方法で「郵送は認めない」となっていますが、この基準は何ですか。</p> <p>郵送する・しないは前例に倣って実施していたということですか。</p> <p>今年は新型コロナウイルス感染症の影響もあって、業務のあり方について例年</p>	<p>市規則で発注金額により指名する業者数が定められております。</p> <p>もう一段階広く設定すると、業者数が多くなりすぎてしまいます。そのため、今回は選考の範囲を市内業者としました。</p> <p>いいえ。民間の設計業者に委託しました。</p> <p>今回は解体工事も含んでいるため、設計金額は通常の新築工事よりも高くなっています。建物自体は既存の機庫と同様の仕様です。</p> <p>工事の難易度が高くないので、積算に大きな違いが出てこないのだと思います。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響がなかった時期でしたので、当時は会場に集まって入札を行っていました。</p> <p>現在は新型コロナウイルス感染症予防のため、全案件郵送での入札を実施しています。</p> <p>そうですね。</p>

<p>と同様にした方がいいのか、変えた方がいいのか、考える機会が多かったかと思 います。</p> <p>入札方法の選択肢も多い方が良くと思 いますので、前例に倣わず、様々な方法を 検討したうえで入札を行って頂ければと思 います。</p>																	
<p>事案4：令和元年度自動車騒音常時監視業務委託 【抽出理由】落札率が高いため。</p>																	
<table border="1"> <tr> <td>主 管 課</td> <td>環境課</td> </tr> <tr> <td>発 注 方 法</td> <td>指名競争入札</td> </tr> <tr> <td>入 札 日</td> <td>令和元年 11 月 8 日</td> </tr> <tr> <td>指名業者数</td> <td>5 者</td> </tr> <tr> <td>入札参加者数</td> <td>4 者</td> </tr> <tr> <td>予 定 価 格</td> <td>2,145,000 円</td> </tr> <tr> <td>落 札 金 額</td> <td>1,210,000 円</td> </tr> <tr> <td>落 札 率</td> <td>56.41%</td> </tr> </table>		主 管 課	環境課	発 注 方 法	指名競争入札	入 札 日	令和元年 11 月 8 日	指名業者数	5 者	入札参加者数	4 者	予 定 価 格	2,145,000 円	落 札 金 額	1,210,000 円	落 札 率	56.41%
主 管 課	環境課																
発 注 方 法	指名競争入札																
入 札 日	令和元年 11 月 8 日																
指名業者数	5 者																
入札参加者数	4 者																
予 定 価 格	2,145,000 円																
落 札 金 額	1,210,000 円																
落 札 率	56.41%																
<p>質 問 ・ 意 見</p>	<p>回 答</p>																
<p>毎年同様の業務を発注していますが、 落札率が低かったのは今回だけですか。</p> <p>資料には設計時と契約時の内訳書があ りますが、諸経費の項目で金額の差が大 きいですね。この差が落札率の低下に繋 がったのだと思います。</p> <p>積算はどのように行っていますか。</p> <p>余った予算はどうしていますか。</p> <p>実際の契約金額が予定価格の6割程度 になってしまっていますし、予算の確保</p>	<p>毎年同様に低かったと思います。</p> <p>本業務は元々県が行っていた事業で、 平成 24 年度より各市で実施するよう になりました。</p> <p>そのため、県基準の積算方法で価格を 算出していますが、市では一部単価を変 えて積算しています。完全に県基準で積 算するともう少し高額になります。</p> <p>例年落札率が低くなってしまうので、 配慮して積算したいです。</p> <p>減額補正しています。</p>																

も実態に近い金額に合わせた方がいいと思います。

市で独自の積算基準を作成することはできませんか。

(別委員の意見)

各自治体での実情も大切ですが、県で基準があるので、市独自に制定することは難しいのではないのでしょうか。

この業務は本来県が実施する事業との説明がありましたね。

積算と入札金額が乖離しているが、本来、県で実施する事業のため県基準を採用している、との理由では市民への説明責任が果たせていないと感じます。

これまで審議してきた案件の中でも県の基準、公的な基準のため採用しています、という趣旨の説明を何度か受けたことがあります。実際に価格差が出ている中であえて採用する理由を説明できなければいけないと思います。

今すぐにといい訳にはいかないと思いますが、市独自の基準があればよいと思います。

県の基準は参考になります。一方で、設計価格と落札した業者の内訳書を比較し、差が大きかった部分の経費を減額して来年度入札を実施した場合、不調になる恐れもあります。

価格の積算にあたっては、県や近隣を参考にするしか現状方法がありません。

基本的な部分は県基準に則り、単価を近隣の価格に変更する等対応しているのですが、予定価格と落札金額の差がなくならないのが現状です。

<p>事案5：稲敷市災害廃棄物（稲わら）収集運搬処理業務委託</p> <p>【抽出理由】事案5と事案6は同様業務，同一業者が請け負っているが，落札率がそれぞれ58.82%と99.97%で大きな差があるため。</p>	
<p>主 管 課</p> <p>発 注 方 法</p> <p>見 積 執 行 日</p> <p>見積り合わせ参加者数</p> <p>予 定 価 格</p> <p>落 札 金 額</p> <p>落 札 率</p>	<p>廃棄物対策室</p> <p>随意契約</p> <p>令和2年2月6日</p> <p>3者</p> <p>2,431,000円</p> <p>1,430,000円</p> <p>58.82%</p>
<p>事案6：台風15号等の被害に伴い発生した廃棄物の収集、運搬及び処理業務委託</p> <p>【抽出理由】事案5と同様</p>	
<p>主 管 課</p> <p>発 注 方 法</p> <p>見 積 執 行 日</p> <p>見積り合わせ参加者数</p> <p>予 定 価 格</p> <p>落 札 金 額</p> <p>落 札 率</p>	<p>廃棄物対策室</p> <p>随意契約</p> <p>令和元年11月25日</p> <p>1者</p> <p>33,330,000円</p> <p>33,319,000円</p> <p>99.97%</p>
<p>質問・意見</p>	<p>回答</p>
<p>事案5と事案6の業務内容の違いは何ですか。</p> <p>随意契約とする理由が緊急のためですが，事案5は2月，事案6は11月が履行期間となっています。台風は9月と10月でしたが，事案5は本当に緊急性があったのですか。</p> <p>稲わらの収集は農林水産省，処分は環境省が担当しているということですか。</p> <p>事案5の見積りを徴取した3者のうち，落札した1者の金額がかなり低いです，何か要因は考えられますか。</p>	<p>処理物が事案5は農家から発生したもので，事案6は一般家庭から発生したものです。</p> <p>当初，稲わら関係は農政課が担当していましたが，国より処分費について補助金を交付することが決定されました。補助金申請の手続き等があったため契約が2月にずれ込みました。</p> <p>はい。</p> <p>3者での見積もり合わせになるので，ある程度競争原理が働いた事と，設計では稲わらの状態を確認し，廃棄物として</p>

事案5は3者、事案6は1者からのみ見積もりを徴取していますが、選定業者数が違う理由を教えてください。

これまで、同等量かそれ以上の廃棄物が発生したことはありますか。

一般家庭から持ち込まれる廃棄物は分別された状態で持ち込まれるのですか。

事案6は1者からしか見積もりを徴取していませんが、落札率が100%でないのはなぜですか。

予定価格を積算する際に同じ業者に見積りを依頼したのですよね。

設計数量が実際の数量と違った場合はどうするのですか。

災害時は実施可能な業者も限られてきますか。

の処分を想定していましたが、専門業者の判断では、堆肥化することで処理費を抑えることができた部分もあったようです。

事案6には、人員を配置し持ち込まれた廃棄物を分別する業務が含まれていません。

事案5の業者を含め、周辺市町村の業者に業務を行えるか確認したところ、契約した業者しか人員の配置が出来なかったため、1者随意契約となりました。

東日本大震災以降はなかったと思います。収集する廃棄物を限定していたとはいえ、これ程の廃棄物が発生したことは近年ではありません。

どちらもあります。分別されていない場合は分別が必要になりますが、市職員だけでは時間やコスト面で対応する事が難しかったため業者に委託することにしました。

見積り合わせ時に端数など値引があったのかもしれませんが。

変更契約を行います。設計は予定数量で積算しました。

そうですね。収集・運搬・処分ができる業者となるとかなり限定されてきます。

当時は周辺の市町村でも同様の被害が発生していて、特に千葉県での被害も大きく、千葉県からの依頼が多かったよう

事案6の履行期間は11月からですが、実際にはもっと早くから受け入れを行っていたのですか。

随意契約の理由として「緊急性がある」ではなく「対応できる業者が限定される」とした方が納得のいく説明になると思いました。

担当課からの説明を受け、期間・規模・対応可能か等の理由により、事案6が1者のみの随意契約とした理由がよくわかりました。今回説明された内容が、随意契約理由として資料に明記されていればより良いと思います。

です。市業務に対応できる業者はより限定されていました。

はい。台風翌日から廃棄物の受け入れを行っていたのですが、量が多く、収集場所を移動して再度受け入れを行ったのが事案6となります。

翌日からの受け入れ業務も、事案6を行った業者に依頼しました。